

特定共同企業体の入札参加資格の確認に関する特例取扱いについて

平成 19 年 6 月 22 日
総務第 326 号

【沿革】平成 19 年 6 月 22 日付け総務第 326 号全部改正、平成 25 年 3 月 26 日付け総務第 345 号全部改正

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 22 日付け総務第 318 号。以下「WTO入札実施要領」という。）、条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 233 号）及び総合評価落札方式競争入札実施要領（平成 23 年 6 月 29 日付け総務第 65 号）の規定に基づき、特定共同企業体の再度の入札参加申請を認める場合は、下記により取扱うものとする。

記

1 特定調達契約に係る一般競争入札の場合の取扱い

(1) 入札参加申請書提出期限前の取扱い

入札参加申請の取下げ又は取下げした後の再度の入札参加申請を行うことを妨げるものではないこと。

(2) 特定共同企業体の入札参加申請後、入札書提出前に入札参加資格確認結果通知までの間にWTO入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由が発生した場合の取扱い

ア 入札参加資格がない旨の通知を行うこと。

イ 入札参加資格がない旨の通知を受けた特定共同企業体は、入札日より前であれば、WTO入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由に該当する者に代わる構成員を補充したうえで新たに特定共同企業体を結成し、発注者が別に定める日までに入札参加申請を行うことができること。

ウ イの発注者が定める日は、別紙標準処理日数に基づき、個別に定めるものとする。

なお、再度の入札参加申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時は変更しないものとする。

(3) 入札書提出前に入札参加資格確認結果通知後、入札までの間にWTO入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由が発生した場合の取扱い

ア 入札参加資格の取消通知を行うこと。

イ 入札参加資格を取消された特定共同企業体は、入札日より前であれば、WTO入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由に該当する者に代わる構成員を補充したうえで新たに特定共同企業体を結成し、発注者が別に定める日までに入札参加申請を行うことができること。

ウ イの発注者が定める日は、別紙標準処理日数に基づき、個別に定めるものとする。

なお、再度の入札参加申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時は変更しないものとする。

2 条件付一般競争入札の場合の取扱い

(1) 入札参加申請書提出期限前の取扱い

入札参加申請の取下げ又は取下げした後の再度の入札参加申請を行うことを妨げるも

のではないこと。

- (2) 特定共同企業体の入札参加申請後、入札参加資格基本事項確認結果通知までの間に条件付一般競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由が発生した場合の取扱い

ア 入札参加資格（基本事項）を充足しない旨の通知を行うこと。

イ 入札参加資格（基本事項）を充足しない旨の通知を受けた特定共同企業体は、入札日より前であれば、条件付一般競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由に該当する者に代わる構成員を補充したうえで新たに特定共同企業体を結成し、発注者が別に定める日までに入札参加申請を行うことができること。

ウ イの発注者が定める日は、個別に定めるものとする。なお、再度の入札参加申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時は変更しないものとする。

- (3) 入札参加資格基本事項確認結果通知後、入札までの間に条件付一般競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由が発生した場合の取扱い

ア 入札参加資格基本事項確認の取消通知を行うこと。

イ 入札参加資格を取消された特定共同企業体は、入札日より前であれば、条件付一般競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由に該当する者に代わる構成員を補充したうえで新たに特定共同企業体を結成し、発注者が別に定める日までに入札参加申請を行うことができること。

ウ イの発注者が定める日は、個別に定めるものとする。なお、再度の入札参加申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時は変更しないものとする。

- 3 総合評価落札方式による特定調達契約に係る一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の取扱い

- (1) 入札参加申請書提出期限前の取扱い

入札参加申請の取下げ又は取下げした後の再度の入札参加申請を行うことを妨げるものではないこと。

- (2) 特定共同企業体の入札参加申請後、入札書提出前に入札参加資格確認結果通知又は入札参加資格基本事項確認結果通知までの間に総合評価落札方式競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由が、特定共同企業体の代表者となる者以外の構成員に発生した場合の取扱い

ア 入札参加資格がない旨の通知を行うこと。

イ 入札参加資格がない旨の通知を受けた特定共同企業体は、入札日より前であれば、総合評価落札方式競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由に該当する者に代わる構成員を補充したうえで新たに特定共同企業体を結成し、発注者が別に定める日までに入札参加申請を行うことができること。

ウ イの発注者が定める日は、特定調達契約に係る一般競争入札の場合は別紙標準処理日数に基づき、個別に定めるものとし、また条件付一般競争入札の場合は、個別に定めるものとする。なお、再度の入札参加申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時は変更しないものとする。

(3) 入札書提出前の入札参加資格確認結果通知又は入札参加資格基本事項確認結果通知の後、入札までの間に総合評価落札方式競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由が、特定共同企業体の代表者となる者以外の構成員に発生した場合の取扱い

ア 入札参加資格の取消通知を行うこと。

イ 入札参加資格を取消された特定共同企業体は、入札日より前であれば、総合評価落札方式競争入札実施要領に定める再度の入札参加申請を認める事由に該当する者に代わる構成員を補充したうえで新たに特定共同企業体を結成し、発注者が別に定める日までに入札参加申請を行うことができること。

ウ イの発注者が定める日は、特定調達契約に係る一般競争入札の場合は別紙標準処理日数に基づき、個別に定めるものとし、また条件付一般競争入札の場合は、個別に定めるものとする。なお、再度の入札参加申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時は変更しないものとする。

別紙（特定調達契約に係る一般競争入札の場合）

標準処理日数

	発注者	手段	所要日数	入札参加申請者	備考
1	入札書提出前の入札参加資格確認結果通知（資格ない旨の通知）又は入札参加資格を取消す旨の通知を発信	郵便又は電送		入札書提出前の入札参加資格確認結果通知（資格ない旨の通知）又は入札参加資格を取消す通知の到達	
2					
3				特定共同企業体構成員の組替え	
4	再度の入札参加申請書の受付	原則持参（郵便提出を妨げない）	第1日目 （入札日まで4日）	再度の入札参加申請の提出	
5	内容審査		第1日目 （入札日まで4日）		
6			第2日目 （入札日まで3日）		
7	再度の入札書提出前の入札参加資格確認結果通知発信	郵便は又は電送	第2日目 （入札日まで3日）	再度の入札書提出前の入札参加資格確認結果通知到達	
8			第3日目 （入札日まで2日）		
9		原則持参（郵便提出を妨げない）	第4日目 （入札日まで1日）	入札書提出	郵便入札を考慮
10	入札書受付		第5日目		開札日前日
11	開札執行		第6日目		

（注 1）再度の入札参加申請書の受付から入札執行までに最小限必要な日数により標準処理日数を作成していること。したがって、対象工事や再申請の内容によっては、処理日数に変更が生ずる場合があること。

（注 2）日数については、日曜日、土曜日及び祝日を除くものであること。